

施設基準届出一覧

令和7年6月1日現在
青森市民病院

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準について以下の届出を行っています。

◇ 医療DX推進整備体制加算	◇ 外来化学療法加算1
◇ 一般病棟入院基本料 急性期入院基本料1	◇ 無菌製剤処理料
◇ 総合入院体制加算3	◇ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
◇ 救急医療管理加算	◇ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
◇ 超急性期脳卒中加算	◇ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
◇ 診療録管理体制加算2	◇ がん患者リハビリテーション料
◇ 医師事務作業補助体制加算1(15対1)	◇ 人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
◇ 25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上)	◇ 導入期加算1
(夜間100対1急性期看護補助体制加算、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算2)	◇ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
◇ 看護職員夜間12対1配置加算1	◇ 酸素の価格
◇ 療養環境加算	◇ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
◇ 重症者等療養環境特別加算	◇ 椎間板酵素注入療法
◇ 栄養サポートチーム加算	◇ 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
◇ 医療安全対策加算1(医療安全対策地域連携加算1)	◇ 植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術、人工内耳植込術
◇ 感染対策向上加算1(指導強化加算、抗菌薬適正使用体制加算)	◇ 耳管用補綴材挿入術
◇ 患者サポート体制充実加算	◇ 経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
◇ 重症患者初期支援充実加算	◇ 人工中耳植込術
◇ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算	◇ 乳癌センチネルリンパ節生検加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
◇ ハイリスク妊娠管理加算	◇ 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
◇ 後発医薬品使用体制加算1	◇ 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸
◇ データ提出加算2	穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術
◇ 入退院支援加算2(地域連携診療計画加算、入院時支援加算、総合機能評価加算)	(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
◇ 認知症ケア加算1	腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
◇ せん妄ハイリスク患者ケア加算	尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡に
◇ 地域医療体制確保加算	よるもの)及び腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
◇ 特定集中治療室管理料5	◇ 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
◇ ハイケアユニット入院医療管理料1(早期栄養介入管理加算)	◇ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
◇ 小児入院医療管理料4	◇ 両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
◇ 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算	◇ 植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、
◇ 糖尿病合併症管理料	植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
◇ がん性疼痛緩和指導管理料	◇ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び
◇ がん患者指導管理料Ⅰ	両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
◇ がん患者指導管理料ロ	◇ 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
◇ がん患者指導管理料ニ	◇ 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)
◇ 糖尿病透析予防指導管理料	◇ 胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除術(葉以上)を伴うものに限る。)
◇ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料	◇ 腹腔鏡下肝切除術
◇ 婦人科特定疾患治療管理料	◇ 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
◇ 二次性骨折予防継続管理料1	◇ 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
◇ 二次性骨折予防継続管理料3	◇ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
◇ 院内トリアージ実施料	◇ 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
◇ 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算1	◇ 輸血管理料Ⅱ
◇ 外来腫瘍化学療法診療料1(連携充実加算)	◇ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
◇ 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算	◇ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
◇ 開放型病院共同指導料	◇ 麻酔管理料(Ⅰ)
◇ ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)	◇ 高エネルギー放射線治療
◇ がん治療連携計画策定料	◇ 保険医療機関間の連携による病理診断
◇ ハイリスク妊産婦連携指導料1	◇ 病理診断管理加算1
◇ 薬剤管理指導料	◇ 悪性腫瘍病理組織標本加算
◇ 医療機器安全管理料1	◇ 初診料(歯科)の注1に掲げる基準
◇ 持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定	◇ 歯科外来診療医療安全対策加算1
◇ 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)	◇ 歯科外来診療感染対策加算1
◇ BRCA1/2遺伝子検査	◇ 歯科治療時医療管理料
◇ 先天性代謝異常症検査	◇ クラウン・ブリッジ維持管理料
◇ HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	◇ 歯科技工加算
◇ 検体検査管理加算(Ⅳ)	◇ 看護職員処遇改善評価料63
◇ 遺伝学的検査の注1	◇ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
◇ 胎児心エコー法	◇ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
◇ 神経学的検査	◇ 入院ベースアップ評価料84
◇ 小児食物アレルギー負荷検査	◇ 入院時食事療養(Ⅰ)
◇ CT撮影及びMRI撮影	
◇ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算	

入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって、
管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。